

大阪大学未来基金若手研究者支援事業に関する Q&A

- Q1. 指導教員と学生の所属する部局がそれぞれ異なる場合、どの部局から提出することになるのでしょうか？
- A1. 原則として指導教員の所属する部局から提出するようにしてください。ただし、これにより難しい場合は、他の部局から提出いただいても構いません。
- Q2. 重要な国際シンポジウム等というのは海外のみが対象でしょうか。
- A2. 国内で開催されるものも対象です。
- Q3. ポスター発表も対象になるのでしょうか。
- A3. ポスター発表は対象になりません。(平成 29 年度第 2 回公募より)
- Q4. 日本学術振興会の特別研究員も応募は可能ですか。
- A4. 特別研究員の方は応募できません。
- Q5. 留学生も応募は可能ですか。
- A5. 応募可能です。
- Q6. 国費留学生が申請し採択された場合、支援金額等に制限はあるのでしょうか。
- A6. 支援金額の制限はありませんが、国費留学生の場合は領収書をもとに実費のみを支給すること、食事相当分は原則として支出できないことから、支給額及び内訳については、次のとおり、調整願います。
- (1) 出張に係る現地交通費については、日当の半額を定額で支出するのではなく、領収書をもとにした実費を支給する。(領収書がない場合、支給不可)
- (2) 宿泊費に朝食代や夕食代が含まれる場合、宿泊費の実費額から、1 回分の食事につき、日当の半額を減額して支給する。(例：1 泊の宿泊費に、朝食・夕食が含まれている場合、食事を 2 回とカウントし、日当の半額×2 の金額を、宿泊費から減額する)
- ※支給可能な宿泊費の上限は、本学が定める宿泊料単価となります。
- Q7. 応募書類の作成が日本語に依り難しい場合、英語で作成・提出しても良いでしょうか。
- A7. 原則として日本語での作成を主としますが、これに依り難しい場合は英語で作成しても構いません。
- Q8. 旅費及び学会参加費の申請等はどのように行うのでしょうか。
- A8. 別紙 2 「大阪大学未来基金若手研究者支援事業旅費等の支援手順について」をご覧ください。
- Q9. 旅費等の総額が支援上限額を超える場合、他の研究費と併用することは可能でしょうか。
- A9. 本事業の対象者はあくまで他の研究費からの支援ができない方を想定していますので、他から支出可能な場合はそちらでの支援を受けるようにしてください。止むを得ず併用を希望される場合は、併用を希望する研究費の支出要領等に基づき可能かどうかを、所属部局の事務担当者へ確認するようにしてください。
- Q10. 航空機、鉄道等の利用に際し、上位のクラス（ビジネスクラス等）を利用した場合は支援対象となりますか。
- A10. 上位のクラスを利用した場合は支援対象にはなりませんので、ご注意ください。
- Q11. 事前打合せ等の食事会費は支援対象になりますか。
- A11. なりません。

Q12. 査証を取得するための旅費は支援対象になりますか。

A12. なります。